

2019年度

# 「消費者モニター」を 募集します。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会は、2019年度「消費者モニター」を募集します。

当協議会は、消費者モニター事業を通して、不動産の公正競争規約（不動産広告の自主的なルール）の普及・啓発を行い、不動産の広告表示の適正化に努めています。

1. 期 間 2019年4月1日～2020年3月31日

2. 業 務  
〔予定〕
- ① 新聞折込チラシ、インターネット広告、DMなどの収集…1回
  - ② 説明会への出席（開催：大阪市内、平日）…1回  
※必ず出席できることが条件です。
  - ③ 懇談会への出席（開催：大阪市内、平日）…2回  
※必ず出席できることが条件です。

3. 謝 礼  
〔予定〕
- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 業務①    | @3,000円              |
| (2) 業務②及び③ | 大阪府の方 @4,000円（交通費含む） |
|            | 京都府の方 @5,000円（交通費含む） |
|            | 兵庫県の方 //             |
|            | 奈良県の方 //             |
|            | 滋賀県の方 @6,000円（交通費含む） |
|            | 和歌山県の方 //            |

※通常の交通手段で(2)の額を超える場合、別途協議します。  
※謝礼の額は、2018年度実績です。

4. モニター一定員 40名以内（近畿2府4県在住で70才未満の方）
5. 応募方法 住所・氏名・性別・年齢・職業・電話番号・FAX・メールアドレス・家族数と応募動機（50字以上200字以内）を記載したものを郵送して下さい。  
ただし、返却はいたしませんのでご了承下さい。
6. 締め切り **2019年2月22日（金）までに必着**
7. その他 2019年3月中旬頃、採用者にのみ通知します。

8. 応募問合せ先

〒540-0012

大阪府中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会 消費者モニター係

TEL：06(6941)9561 FAX：06(6941)9350

ホームページからも応募できるようになりました。こちらから  
・モニターへの応募は、本協議会モニターの経験者以外から受付します。  
・モニター人数、業務内容は、変更する場合があります。  
・消費者モニター採用の採否は、採用者にのみ毎年度3月中に通知しますのでご了承ください。

※ホームページ上（<http://www.koutori.or.jp>）でもご覧になれます。

※ご応募いただいた方の資料は、当協議会が厳重に保管した上で破棄します。また、個人情報も当協議会が厳重に管理します。

### 公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会とは

平成24年4月1日、内閣総理大臣の公益認定を受けた公益法人で、「不動産の公正競争規約」を運用しています。

不動産公正取引協議会は、全国に9地区あります。（北海道・東北地区・首都圏・北陸・東海・近畿地区・中国地区・四国地区・九州）

不動産の公正競争規約には、「表示規約」と「景品規約」があり、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けています。

当協議会は、不動産の公正競争規約を運用し、一般消費者の不動産の適正な選択に資するとともに、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争の確保に努めています。